

2009年5月中国広州出張レポート

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科
グローバル COE 研究員)

2009年5月9・10日の2日間にわたって、中国・広州大学城に位置する華南理工大学のキャンパスで国際シンポジウム「National IPR Strategy Implementing Measures and Performance Evaluation」が開催された。同シンポジウムは、中国国家知識産権局協調司、中国法学会知識産権法研究会、中南財経政法大学、華南理工大学及び法制日報・法人雑誌の共催にかかる。本拠点の前身である21世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」と交流協定を締結していた中南財経政法大学校長呉漢東先生のお招きの下で、本学大学院法学研究科田村善之教授及び Branislav Hazucha 助教は報告者として、グローバル COE 研究員の劉は通訳として同シンポジウムに参加した。

今回のシンポジウムには、中国から、中国社会科学院李明徳教授、中国人民大学郭寿康教授、北京大学張平教授、国家知識産権局王景川前局長等の中国の代表的な知財学者・実務家に加え、海外から、オーストラリア国立大学 Peter Drahos 教授、アメリカ Drake 大学 Peter K. Yu 教授、イギリス Leeds 大学 Graham Dutfield 教授及び韓国東國大学朴栄吉名誉教授等の総勢46名の知財専門家が参加し、それぞれ発表を行った。

同シンポジウムは、「国家知的財産権戦略の実践のあり方」、「地域における知的財産権戦略のあり方と今までの経験」、「知的財産権保護のあり方」、「知的財産権権利濫用に対する規制」、「知的財産権制度の整備」、「知的財産権と文化」及び「国家知的財産権戦略の実績評価」の計7つのセッションに分けられた。田村教授は、1日目の第5セッション「知的財産権制度の整備」において、「A Japanese Perspective on Intellectual Property Law and Policy」と題する報告を英語で行った（本誌20号に掲載された「知的財産法政策学の試み」の要約版であった）。そして、本学 Hazucha 助教は、1日目の第1セッションで「Rokuraku Case: Balancing between Freedom to

Innovate and Copyright Protection in Japan」とのタイトルで報告を行った(その報告の基礎となった同氏による論文が本誌25号に掲載される予定である)。

中国側の報告は多岐にわたったが、ここでは、今後の中国の知財政策の方向性を占ううえで重要と思われるものとして、中国最高人民法院研究室羅東川副主任が指摘した、中国の知的財産権保護が直面している課題に関する報告を紹介したい。羅副主任は、「知財案件数量の大幅の増加」、「知財案件を審理する際における法律適用の難度の高さ」、「知財案件が社会に与える影響の強さ」、「知的財産権における刑事的、民事的及び行政的保護の調和問題」、並びに「知的財産高等裁判所の設立」という5つの点が、現在中国の知的財産権保護の最も重要な課題であるとし、有効な国家型知的財産権戦略を構築することを通じて、これらの課題の早期解決が求められる述べた。この他の発表も、一般的に知財の強化を訴えるものが少なくなかつたが、一部に知的財産権の保護の強化が決してバラ色の未来を約束するものではないことについて警鐘を鳴らす報告が見られたことは印象に深かった。

他方、海外の学者の報告は、例外はあるものの、総じて相対的には、先進国型の国際的な知的財産権の保護が中国等に好ましい影響をもたらすのかということに対して懐疑的なものが多かった。そのなかでここでは代表的な報告として、特に Drahos 教授の「Trust, Risk and Climate Change: The Role of Patent Offices」と題する報告及び、Dutfield 教授の「Towards Optimal Intellectual Property Rulemaking」と題する報告を紹介したい。両報告は、本拠点が提唱する「政策形成過程に目を向けての知的財産法の制度設計」と密接な関連があるという意味でも、大変興味深いものであった。Drahos 教授は、世界の三大特許庁（米国、欧州、日本）の動向に関して、この三極とその周辺地域あるいはかつて領主国であった地域における主要な特許庁との間で相互に信頼関係が醸成されていることを指摘する。この信頼関係は、多くの発展途上国を巻き込んで、特許権の保護基準を世界規模でますます増強し、他の国に拡張する動因となっている。その結果、小国、中でも発展途上国の特許庁は、独自に個別の特許出願を審査することなく、三極特許庁によりすでに特許付与されているものをそのまま特許すればよいというような風潮を生じさせている。しかしながら、このような特許

審査の実務は、発展途上国の環境保護に対し大きなリスクをもたらす恐れがある。温室効果ガスの放出を減少させる技術の殆どは、先進国の企業が所有しており、多くの発展途上国は、必要な技術を利用するため負担すべき費用に耐えられないと予想されるからである。以上の分析に立脚したうえで、Drahos 教授は、発展途上国が自国の支配権を維持し、自国の関心に合致するような特許政策を設計することの重要性を強調し、自らの報告の結びとした。

そして、Dutfield 教授は、知的財産法制度は、先進国においてはそれに該当する知的創作物が豊富となる知的財産権の枠組みの下で構想されたものであり、他方で、殆どの発展途上国においてその種の知的創作物が乏しいものであることを指摘する。しかも、ロビング活動の下、WTO の多元主義は崩壊の兆しを見せており、発展途上国は WTO の枠外で、米国主導の二国間条約により知的財産権の保護基準を TRIPs が要求するものを超えた水準（いわゆる「TRIPs Plus」）にまで高めることを強いられるという事態に直面している。しかし、知的財産権制度の改革がもたらす経済的、社会的影響を予測することは極めて困難なことであり、特に発展途上国に対してはそれが妥当する。かかる見地から、Dutfield 教授は、「Development Impact Assessment」の概念に基づいた、より発展にフレンドリーな知的財産権の交渉とルールメイキングを実現する新しいアプローチを提唱した。

以上から、今回広州で開催された国際シンポジウムに参加することにより、中国本土及び多くの国からの知財専門家と意見交換することが実現され、相互の交流が一層深まったということができよう。

最後に、我々一行に様々な便宜を図ってくださった中南財經政法大学吳漢東校長、胡開忠教授及び肖志遠講師、そして、温かく迎えてくださった北京大学張平教授並びに華南理工大学の関係者に厚く感謝の意を表したい。